

関川水系土地改良区地区除外等処理規程

(適用)

第1条 この土地改良区の地区内農地の転用等に伴う地区除外及び権利義務の決済等については、法令、定款及び規約に別段の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(農地転用等の通知)

第2条 この土地改良区の地区内の土地につき、農地法第4条第1項本文、同法第5条第1項本文の規定による許可(以下「転用許可」という。)の申請又は同法第4条第1項第8号若しくは同法第5条第1項第7号の規定による届出(以下「転用届出」という。)が行われる場合には、当該土地に係る組合員(以下「転用組合員」という。)は、あらかじめ、転用組合員以外の当事者(以下「転用関係者」という。)と連署し、別記様式(第1号)により、転用許可の申請又は転用届出をする旨の通知を土地改良区にしなければならない。

(措置)

第3条 この土地改良区は、前条の通知があったときは、速やかに、その転用により土地改良区の事業の受ける影響を調査し、必要があると認める場合には、転用組合員又は転用関係者に対し、次に掲げる事項を遵守すべきことを申し入れるものとする。

- (1) 土地改良施設の利用を害さないための工事を施工すること。
- (2) 転用組合員又は転用関係者の責に帰すべき土地改良施設のき損の復旧を行うこと。
- (3) 汚濁物の水路への流入を防止すること。
- (4) その他土地改良区の事業に支障を生ずる事項について、必要な措置を採ること。

(意見書等の交付等)

第4条 この土地改良区は、第2条の通知で転用許可に係るものがあったときは、当該通知のあった日から30日以内に、別記様式(第2号)により土地改良区の事業に与える影響、これに対する措置についての協議及び第6条の規定による決済に関する事項を記載した農地法施行規則第30条第6号又は第57条の4第2項第3号の農地転用等についての意見書を交付するものとする。

(地区除外の申請)

第5条 転用組合員は、第2条の通知に係る土地につき、これを転用するときは、あらかじめ、別記様式(第3号)により土地改良区に地区除外の申請をしなければならない。

(決 済)

第6条 この土地改良区は、前条の規定により地区除外の申請があったときは、除外すべき土地に係る決済金の額を別記基準により確定し、速やかに、その決済をするものとする。

2 前項の決済金の徴収方法は、賦課金の例による。

(準 用)

第7条 この規程は、農地法に基づく許可又は届出を要しない転用及び転用以外の事由による地区除外についてもこれを準用する。ただし、理事会において必要があると認める場合には、その決定により特別の処理をすることができる。

附 則

この規程は、平成18年11月17日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、平成20年8月20日から施行する。(平成20年8月20日総代会議決)

附 則

この規程の一部改正は、平成21年3月25日から施行する。(平成21年3月25日総代会議決)

附 則

この規程の一部改正は、平成26年8月8日から施行する。(平成26年8月8日総代会議決)

附 則

この規程の一部改正は、令和6年3月28日から施行する。(令和6年3月28日総代会議決)

受理証明書
農地転用の通知及び
の交付願
意見書

届 出

この度、下記土地につき農地法第 条第 項第 号による をし
許可申請

たいので、地区除外等処理規程第2条に基づき通知します。

同規程第3条の申入事項等については別途協議し、第6条の規定の決済金については
受理証明書

所定の方法によりこれを納付しますので を交付されたく申請いたします。
意 見 書

年 月 日

転用組合員 住 所 _____

氏 名 _____ 印

転用関係者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

関川水系土地改良区

理事長 様

1. 土地の表示

地名	地番	地目	転用面積 (㎡)

2. 転用目的

3. 転用年月日

_____年 月 日

4. 添付書類

位置図、誓約書、大字町内会長の同意書（公印）

転用における工事計画図、地区除外申請書、農地法許可申請書写、

更正図写、仮換地指定通知書写、仮換地指定図写

上記確認済

_____大字 町内会長

氏 名 公印

同 意 書

____年 ____月 ____日 _____様より申請があったので、下記の
条項を付して同意します。

記

別紙誓約書のとおり

____年 ____月 ____日

____大字 _____町内会長

氏 名 _____ 公印

誓 約 書

今般、 大字 外筆を農地法第 条の規定による宅
地等に転用後、隣接農用地、用排水路、農道等に支障のないよう下記の事項を履行するこ
とをここに誓約いたします。

記

- (1) 用排水路、隣接する農地の境界に土止コンクリート壁あるいはコンクリートブロック積とする。また、他のコンクリート二次製品で施工する場合は関係大字町内会長、関川水系土地改良区の指示に従い施工いたします。
- (2) 隣接する用排水路について転用後通水に支障を来たす場合があるのでコンクリート二次製品等で水路を完全舗装いたします。
- (3) (1)(2)の条件において転用後、土地改良事業等に支障を来たした時は、土地改良区の指示に従います。
- (4) (1)(2)の工事についての計画図面は農地転用意見書交付願時に関川水系土地改良区に一部提出いたします。上記以外の工事については宅地に転用後水路、農道、隣接農用地の使用は関係大字町内会長の指示に従い、貴土地改良区へあらかじめ届け出ることを確約いたします。
- (5) (1)(2)の工事計画は事前に農地転用意見書交付願提出時に詳細に現況を測量し、図面で現地判定ができるように測量図、断面図、ポール、箱尺を入れた現況写真（ポラロイド不可）、周囲状況図を添付し、関係大字町内会長の同意を得ます。
- (6) (1)(2)の工事完了後関係町内会長から完了検査を受けて工事完了写真（ポラロイド不可）を関川水系土地改良区に提出します。
- (7) 地区除外等処理規程第6条の規定の決済金については、貴土地改良区の指示に従い所定の方法により納付することを確約いたします。

- (8) 別添表示の土地を転用するにあたり、産業廃棄物の保管貯蔵場所等、転用目的以外に利用しないことを確約いたします。
- (9) 上記項目以外は関係大字町内会長、隣接者の指示に従います。

年 月 日

転用組合員

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

転用関係者

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

関川水系土地改良区 理事長 _____ 様

_____ 大字 _____ 町内会長 _____ 様

様式第2号(第4条関係)

意見書

下記の土地に係る農地法第 条の許可申請について、本土地改良区の意見は以下のとおりです。

年 月 日

関川水系土地改良区

理事長

印

1. 通知者

【転用組合員】 住所

氏名

【転用関係者】 住所

氏名

2. 土地の表示

大字	字	地番	地目	登記面積 (㎡)	転用面積 (㎡)	転用目的	転用予定日
計							

3. 決済金

コード	事業名及び地区名	地目	転用面積 (㎡)	10 a 当たり 決済金	金額	備考
	総額					

4.

- 付近農地及び農業用施設を破損の場合、その責任を負うこと。
- 町内会長の同意を得て、その指示に従い転用のこと。
- 農道及び水路の使用の際は本土地改良区の指示に従い転用のこと。
- 契約事項(誓約書を含む。)を厳守の上、転用のこと。
- 地区除外等処理規程により決済金を納入のこと。
- 水洗トイレの設置、事業所排水の処理については、本土地改良区の同意を得て、他目的使用並びに手数料徴収規程により使用料を納入のこと。
- その他、問題等が生じた場合、町内会長及び本土地改良区と協議の上、その指示に従うこと。

様式第3号（第5条関係）

地 区 除 外 申 請 書

____年 ____月 ____日通知に係る土地につき、農地法による許可を受け____年

____月 ____日以降に、これを転用するので申請いたします。

____年 ____月 ____日

転用組合員 住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

転用関係者 住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

関川水系土地改良区

理事長

様

念 書

年 月 日

関川水系土地改良区

理事長 様

私は、地区除外等処理規程第6条の規定の決済金については、貴土地改良区の指示に従い、所定の方法により、これを納付することを確約いたします。

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

念 書

年 月 日

関川水系土地改良区

理事長 様

転用関係者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

私は、下記表示の土地につきまして、今般、農地法第_____条の規定による転用等の申請を所轄官公署あてに提出いたしますが、その後建物を建築する際、水洗トイレ等施工するときは貴土地改良区へあらかじめ届け出ることを確約いたします。

上記念書として差し入れいたします。

記

土地の表示
